

○厚生労働省告示第四十五号
 診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十一号)の一部を次の表のように改正し、令和七年三月一日から適用する。
 令和七年二月二十八日
 厚生労働大臣 福岡 資麿
 (傍線部分は改正部分)

	改 正 後	改 正 前
別表		別表
I (略)		I (略)
II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(ツイルムを除く。)及びその材料価格		II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(ツイルムを除く。)及びその材料価格
001~063 (略)		001~063 (略)
064 脊椎固定用材料		064 脊椎固定用材料
(1) 脊椎ロッド		(1) 脊椎ロッド
① (略)		① (略)
② 標準型・患者適合型	80,100円	(新設)
③ 特殊型	36,500円	② 特殊型
④ 特殊型・患者適合型	80,100円	(新設)
(2)~(11) (略)		(2)~(11) (略)
065~112 (略)		065~112 (略)
113 植込式心臓ペースメーカー用リード		113 植込式心臓ペースメーカー用リード
(1) リード		(1) リード
① 経静脈リード		① 経静脈リード
ア~エ (略)		ア~エ (略)
オ 特殊型	78,700円	(新設)
② (略)		② (略)
(2)・(3) (略)		(2)・(3) (略)
114~116 (略)		114~116 (略)

117	植込型除細動器			
	(1) 植込型除細動器 (Ⅲ型)			
	①・② (略)			
	③ 胸骨下植込式電極併用型			3,560,000円
	(2) (略)			
118	植込型除細動器用カテーテル電極			
	(1)～(4) (略)			
	(5) 植込型除細動器用カテーテル電極 (胸骨下植込式)			650,000円
119～131	(略)			
132	ガイディングカテーテル			
	(1) (略)			
	(2) 脳血管用			
	①～④ (略)			
	⑤ 自己拡張型			284,000円
	(3)・(4) (略)			
133	血管内手術用カテーテル			
	(1)～(6) (略)			
	(7) 血管内血栓異物除去用留置カテーテル			
	① (略)			
	② 頸動脈用スセント併用型			560,000円
	ア～ウ (略)			
	エ 経頸動脈型			
	(8)～(23) (略)			
134～176	(略)			
177	心房中隔穿刺針			
	(1) 高周波型			
	① 標準型			54,100円
	② 特殊型			60,900円
	(2)・(3) (略)			
178～183	(略)			
184	仙骨神経刺激装置			
	(1) (略)			
	(2) 長期留置型			1,060,000円
	(3) 充電式			1,060,000円
185～230	(略)			
Ⅲ～Ⅴ	(略)			
Ⅵ	歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格			
001	(略)			
002	歯科鑄造用14カラット金合金インレー用 (J I S適合品)	1 g	11,136円	
003	歯科鑄造用14カラット金合金鈎用 (J I S適合品)	1 g	9,827円	
117	植込型除細動器			
	(1) 植込型除細動器 (Ⅲ型)			
	①・② (略)			
	(新設)			
	(2) (略)			
118	植込型除細動器用カテーテル電極			
	(1)～(4) (略)			
	(新設)			
119～131	(略)			
132	ガイディングカテーテル			
	(1) (略)			
	(2) 脳血管用			
	①～④ (略)			
	(新設)			
(3)・(4) (略)				
133	血管内手術用カテーテル			
	(1)～(6) (略)			
	(7) 血管内血栓異物除去用留置カテーテル			
	① (略)			
	② 頸動脈用スセント併用型			
	ア～ウ (略)			
	(新設)			
(8)～(23) (略)				
134～176	(略)			
177	心房中隔穿刺針			
	(1) 高周波型			
	(新設)			
	(新設)			
(2)・(3) (略)				
178～183	(略)			
184	仙骨神経刺激装置			
	(1) (略)			
	(新設)			
	(2) 充電式			1,060,000円
185～230	(略)			
Ⅲ～Ⅴ	(略)			
Ⅵ	歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格			
001	(略)			
002	歯科鑄造用14カラット金合金インレー用 (J I S適合品)	1 g	10,390円	
003	歯科鑄造用14カラット金合金鈎用 (J I S適合品)	1 g	9,081円	

004	歯科用14カラット金合金銅用線 (金58.33%以上)	1 g	9,922円	004	歯科用14カラット金合金銅用線 (金58.33%以上)	1 g	9,176円
005	歯科用14カラット合金用金ろう (J I S 適合品)	1 g	9,911円	005	歯科用14カラット合金用金ろう (J I S 適合品)	1 g	9,165円
006	歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金12%以上 J I S 適合品)	1 g	3,230円	006	歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金12%以上 J I S 適合品)	1 g	3,010円
007~009	(略)			007~009	(略)		
010	歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上 J I S 適合品)	1 g	4,785円	010	歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上 J I S 適合品)	1 g	4,543円
011	歯科鑄造用銀合金 第1種 (銀60%以上インジウム5%未満 J I S 適合品)	1 g	185円	011	歯科鑄造用銀合金 第1種 (銀60%以上インジウム5%未満 J I S 適合品)	1 g	177円
012	歯科鑄造用銀合金 第2種 (銀60%以上インジウム5%以上 J I S 適合品)	1 g	210円	012	歯科鑄造用銀合金 第2種 (銀60%以上インジウム5%以上 J I S 適合品)	1 g	202円
013	歯科用銀ろう (J I S 適合品)	1 g	249円	013	歯科用銀ろう (J I S 適合品)	1 g	244円
014~069	(略)			014~069	(略)		
VII~IX	(略)			VII~IX	(略)		